

国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため、条例の一部を改正するものである。

国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

国立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月国立市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「以下この条及び」及び「のうち、会計年度任用職員として任用された期間が、育児休業の開始日において継続して 1 年以上である者」を削る。

第 6 条中「のうち、会計年度任用職員として任用された期間が、部分休業の開始日において継続して 1 年以上である者」を削る。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。